

### 血管いきいき☆ 糖尿病予防のつどいーN松前参加者募集

糖尿病予防の基本である「食事」について、実習を中心に楽しく学びます。糖尿病の人だけでなく、健診で血糖値が高いといわれた人、その家族など糖尿病予防に興味がある人は、ぜひご参加ください。

▼日時 12月4日(水) 9時30分～13時

▼内容 講師 管理栄養士 篠原久子先生「おいしく賢く食べて糖尿病予防」：糖尿病予防のための

食事についての講義と調理実習

▼会場 松前町総合福祉センター2階

▼定員 調理実習は24名 ※実習代200円必要(講義のみの参加も可能)

▼締め切り 11月27日(水)

▼対象 町内在住で糖尿病予防に関心のある人

▼申し込み方法 健康課保健センター係(985-4118)まで電話してください。

### 保険料控除証明書は大切に保管を

国民年金保険料は、所得税と住民税に係る申告の際、全額が社会保険料控除の対象になります。この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

日本年金機構から11月上旬または翌年2月上旬に送付される「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が領収証書を、年末調整や確定申告の際には必ず添付してください。

▼翌年2月送付対象者 10月1日から12月31日までの間に今年はじめ国民年金保険料を納付した人

※家族の国民年金保険料を納付した場合も、その本人の社会保険料控除に加えることができます。家族宛てに送られた控除証明書を添付して申告してください。

▼控除証明書専用ダイヤル ☎0570-070-117

※「050」070-5「070-6」で始まる電話の場合は ☎03-6700-1130

▼11月送付対象者 1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した人

### パート収入と税金

●夫の配偶者控除・配偶者特別控除 妻のパート収入が103万円以下なら配偶者控除を、141万円未満なら配偶者特別控除を受けられます。配偶者特別控除は妻のパート収入が増えると減少します。合計所得が1000万円を超える場合、配偶者特別控除は受けられません。

●妻の税金 パート収入が103万円以下なら所得税は課税されませんが、町民税は課税されることがあります。町民税には所得割と均等割があります。所得割はパート収入が100万円を超える場合に、均等割はパート収入が93万円を超える場合に課税されます。

※妻の収入がパート収入のみの場合に限ります。

配偶者のパート収入	配偶者控除	配偶者特別控除	配偶者自身の課税	
			所得税	町民税
93万円以下			非課税	非課税
93万円超 100万円以下	○	×	非課税	課税
100万円超 103万円以下			課税	
103万円超 141万円未満	×	○	課税	
141万円以上		×	課税	

●税務課町民税係(町民税) ☎985-4110  
松山税務署・電話相談センター ☎941-9121

松山税務署  
**年末調整説明会**

下記の日程で説明会を行います。どの会場でも参加できます。できるだけ公共の交通機関を利用して参加してください。

日時	会場
11/18 ㊟ 14時~16時	砥部町中央公民館 2階講座室
11/19 ㊤ 14時~16時	松前総合文化センター 広域学習ホール
11/20 ㊤ 14時~16時	松山市総合コミュニティセンター カメラアホール
11/21 ㊤ 10時~12時	
11/22 ㊤ 14時~16時	東温市役所 4階大会議室
11/26 ㊤ 14時~16時	久万高原町産業文化 会館 研修室

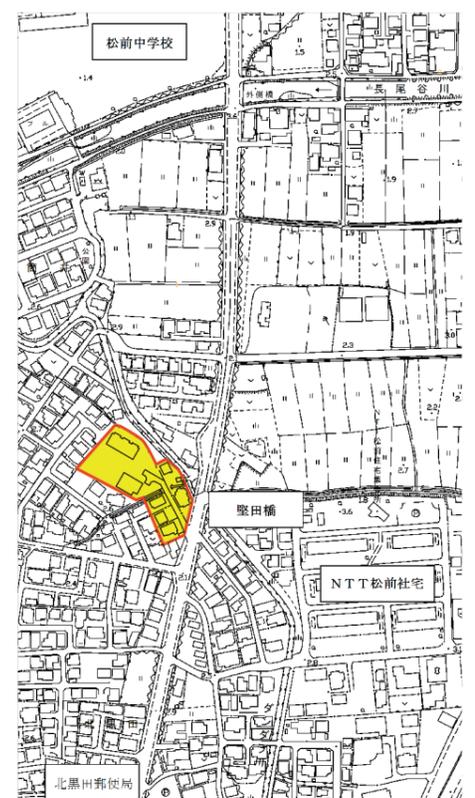
●平成25年分年末調整について  
平成25年1月1日から源泉所得税を徴収するときに、復興特別所得税を併せて徴収。そして、源泉所得税の法定納期限までに、復興特別所得税も併せて国に納付することとなっています。

●松山税務署 ☎941-9121

**家屋を取り壊したら届け出を**

固定資産税の課税対象となる家屋を取り壊した場合は、年内に松山地方法務局で建物滅失登記を行うか、役場に届け出をする必要があります。これらの届け出を忘れると、翌年度も取り壊した家屋が固定資産税の課税対象となる場合がありますので、ご注意ください。

●税務課資産税係 ☎985-4111



**公共下水道工事を行います**

現在、北黒田地区で公共下水道管渠整備を進めており、左記の場所(黄色部分)で公共下水道工事(下水道管渠工事・舗装復旧工事)を予定しています。

工事中は通行制限などご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

●上下水道課 下水道工務係 ☎985-4231

子どもから大人まで 一緒に爽やかな汗を流しませんか

**松前町ふれあい健康マラソン大会**

●日時 12月1日(日) 9時~ 小雨決行(予備日12月8日)

●集合 松前浄化センター

●コース 塩屋海岸沿岸道路

●種別 ①ふれあいコース(2km)  
・小学生男子の部(4年生以上)  
・小学生女子の部(4年生以上)  
・中学生女子の部  
・ファミリーの部

②ふれあいコース(3km) ・中学生男子

③挑戦コース(5km) ・高校生以上の男女

※小学3年生以下は親子でファミリーの部に参加してください。

●参加資格 町内に在住・在勤・在学している健康な人

●申し込み方法 松前公園体育館、松前総合文化センター、東・西・北公民館にある申込書を提出してください。

●締め切り 11月22日(金) 17時

●社会教育課社会体育係 ☎985-4138

**『さしのべた その手が子どもの命綱』**  
11月は児童虐待防止推進月間

児童虐待には、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト(養育の拒否、怠慢)、心理的虐待などがあります。保護者が子どものためだと考えていても、子どもの心や体の発達が阻害されるほど過剰な教育や厳しいしつけであれば、虐待と捉えられる場合もあります。

▼見逃せない子どもからのサイン

- 不自然なあざやけど、打撲がある
- 極端に痩せている(栄養失調)
- 衣服や身体(髪や手足)が不潔である
- 無表情である
- 大人を見るとおびえる
- 落ち着きがなく乱暴(情緒不安定)である

▼相談機関

児童相談所 全国共通ダイヤル ☎0570-064-000  
県中央児童相談所 ☎922-5040  
●福祉課児童福祉係 ☎985-4114